

様式第十三号（第十条の十四関係）

許可番号 第04550007551号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2
氏名 株式会社 ユアック 代表取締役 赤本 裕
(法人にあっては名称及び代表者氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事 河野 俊嗣

許可の年月日

令和2年11月10日

許可の有効年月日

令和9年11月 9日



1 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え・保管の有無 なし

特別管理産業廃棄物の種類

廃油：揮発油類、灯油類、軽油類及び溶剤（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサンのいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。）

廃酸：水素イオン濃度指数2.0以下のもの又はアルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機銅化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

廃アルカリ：水素イオン濃度指数12.5以上のもの又はアルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機銅化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物にならぬものに限る。

感染性産業廃棄物

廃ポリ塩化ビフェニル等：低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。

ポリ塩化ビフェニル汚染物：低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。

鉛さい：アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

廃石綿等

ばいじん：アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

燃え殻：カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

汚泥

泥：アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機銅化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

以上11種類、以下余白

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ なし

3 許可の条件 なし

4 許可の更新又は変更の状況 裏面のとおり

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(裏面)

許可更新年月日 変更許可年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
平成27年11月10日 第04550007551号 令和2年11月9日 第04550007551号	新規許可 変更許可： ①廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物の限定を「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。」に変更。 ②アルキル水銀化合物の追加（廃酸、廃アルカリ、鉛さい、ばいじん及び汚泥） 更新許可（優良基準適合認定） 以下余白
令和2年11月10日 第04550007551号	

(別記)

1 事務所及び事業場の所在地

[事務所] 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393-2 電話番号：0868-62-1500
[事業場] 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字沼辺り394-1 電話番号：同上

2 特記事項

- ① 県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」（平成4年10月26日定め）を遵守すること。
- ② 運搬車両については、宮崎県産業廃棄物処理業者情報サービスシステム(<http://sanpai.pref.miyazaki.lg.jp/>)で情報提供を行っている。